

第42期定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
（午前9時30分受付開始）

開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルブリランテ武蔵野 2階
「エメラルドA・B・C」

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
いただき、お間違えのないようご注意ください。

新型コロナウイルス 感染拡大に伴うご来場自粛のお願い

多くの人数が参集する株主総会は、ウイルス感染
拡大のリスクが懸念されます。株主の皆様の安全
のため、当日のご来場自粛を強くお勧めいたしま
す。議決権行使書の郵送にて議決権を行使くださ
いますようお願い申し上げます。

目次

第42期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	19
計算書類	21
監査報告書	23
株主総会参考書類	28
第1号議案 取締役6名選任の件	28
第2号議案 監査役2名選任の件	33
第3号議案 補欠監査役1名選任 の件	35
第4号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	36

株式会社 安楽亭

証券コード 7562

今回、ご来場の株主様へのお土産（お食事券）の配布はございません。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本総会の開催、運営に関して重要な変更を決定する場合がございます。下記当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、必ず最新の情報をご確認ください。 <https://www.anrakutei.co.jp>

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

株式会社 **安楽亭**

代表取締役社長 柳 先

第42期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに当社に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルブリランテ武蔵野 2階「エメラルドA・B・C」
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第42期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 取締役6名選任の件
第 2 号 議 案 監査役2名選任の件
第 3 号 議 案 補欠監査役1名選任の件
第 4 号 議 案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<https://www.anrakutei.co.jp/>）にて修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、個人消費も緩やかな回復基調であったものの、米中通商問題、英国EU離脱問題等による海外経済情勢の不安定性に加え、豪雨や大型台風等の自然災害発生、新型コロナウイルスの感染拡大等により大きな被害を受け、先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、消費者の根強い節約志向を背景として業種・業態を越えた競争が激化する一方、牛肉等の原材料価格の高騰、人手不足に伴う人件費の上昇等、コスト増加の傾向が続いており、厳しい経営環境が継続しております。

このような環境の下、当社グループは、経営理念である「食を通じて地域社会の豊かな生活文化の向上に貢献する」に基づき、お客様の基本ニーズである「安全・安心」に徹底してこだわった「自然肉100%」、「無添加」の商品提供を堅持するとともに、加えて、付加価値の高いメニューや「えんらく（焼肉食べ放題）」や「香港中華バル ネイザンロード（中華）」といった新たな業態の開発、既存店舗の改装等、お客様に満足いただける店舗作りに注力してまいりました。また、働き方改革関連法案の施行に伴い、有給休暇取得の促進、長時間労働の是正等、従業員の労働環境の改善にも努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高153億44百万円（対前年同期比6.1%減）、営業利益1億90百万円（対前年同期比3.1%増）、経常利益1億90百万円（対前年同期比50.3%増）、親会社株主に帰属する当期純損失4億70百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1億3百万円）となりました。

また、2020年2月29日付にて、「ステーキのどん」、「しゃぶしゃぶどん亭」、「フォルクス（ステーキ）」、「donイタリアーノ（イタリアン）」のレストラン事業を展開する株式会社アークミールの全株式を取得し完全子会社化しておりますが、当連結会計年度につきましては貸借対照表のみ連結対象として反映させております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<安楽亭業態>

安楽亭業態の当連結会計年度末の店舗数は180店舗であります。内訳は直営129店舗、暖簾13店舗、F C 38店舗であります。

販売促進及び商品開発等につきましては、メルマガやLINE配信、Twitter等によるお客様へのご案内に加え、スマホアプリ（安楽亭アプリ）をリニューアルし、スタンプカードや誕生日クーポン等を充実させ、お客様とのつながりを深めるツールとして機能を拡充いたしました。また、令和改元記念の「令和！祝いのタン祭り」、「安楽亭×ハロウィン」、「祝 七五三キャンペーン」「ヤキニクリスマス」等の季節ごとのイベントの充実や、アイドルグループ「ときめき宣伝部」や映画「デジモンアドベンチャー」とのコラボフェア、テレビ朝日「10万円のできるかな」、TBSテレビ「ジョブチューン」の2番組にて安楽亭が紹介されたことを受けての「テレビで紹介された食べ放題スペシャルコース」や「TVで紹介！プロも認める合格メニュー1.5倍増量クーポン」等の企画を実施し、来店促進を図りました。

以上の結果、安楽亭業態の当連結会計年度の売上高は127億3百万円（対前年同期比6.1%減）となり、セグメント利益（営業利益）は6億99百万円（対前年同期比7.7%増）となりました。

<七輪房業態>

七輪房業態の当連結会計年度末の店舗数は29店舗であります。内訳は直営23店舗、暖簾3店舗、F C 3店舗であります。

販売促進等につきましては、「おめでとう令和 松坂牛カルビ販売」、「厳選7品50%増量」、「七輪房の日」、「七輪房ホルモン祭り」「もつ鍋フェア」の開催等、七輪房の楽しさを伝えるフェアを実施し、LINE等によるクーポン配信を行ってまいりました。

以上の結果、七輪房業態の当連結会計年度の売上高は22億53百万円（対前年同期比7.0%減）となり、セグメント利益（営業利益）は77百万円（対前年同期比32.3%減）となりました。

<その他業態>

その他業態の当連結会計年度末の店舗数は10店舗であります。内訳は直営5店舗、F C 5店舗であります。

なお、その他の業態には、「からくに屋（焼肉）」、「国産牛カルビ本舗安楽亭（焼肉）」、「花炎亭（焼肉）」、「春秋亭（和食）」、「上海菜館（中華）」、「A G R I C O（イタリアン）」、

「カフェビーンズ（喫茶）」及び新業態の「えんらく（焼肉食べ放題）」、「香港式中華バルネイザンロード（中華）」を含んでおります。

以上の結果、その他業態の当連結会計年度の売上高は3億88百万円（対前年同期比1.4%減）となり、セグメント損失（営業損失）は43百万円（前年同期はセグメント利益9百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は、リースを含めて7億4百万円であり、主として店舗設備等の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

設備資金及び安定的な資金を確保するため、1億80百万円の長期借入金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、事業強化を図るため、2019年4月1日付けにて、株式会社FSDが運営するFC店舗2店を譲り受け、直営化しております。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年12月26日開催の取締役会において、株式会社吉野家ホールディングス保有の株式会社アークミールの全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、2020年2月29日付で本株式取得を完了し、完全子会社化しております。

(8) 対処すべき課題

外食市場において、業種、業態を越えた企業間競争が激しさを増す中、人件費や原材料費等のコストは今後も上昇していくものと見込まれます。加えて、この度の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、外出の自粛等、外食を控える傾向が続き、当社を取り巻く環境は例年以上に厳しい状況が続くことが予想されます。

このような環境のもとではございますが、当社グループはお客様の基本ニーズである「安全・安心」の商品提供にこだわり今後も堅持していく一方、お持ち帰りメニューの開始やさらなる拡充等、お客様の様々なニーズにきめ細やかに応えられるメニュー開発や店舗作りを推し進め、集客力の向上に努めてまいります。

あわせて、子会社化いたしました株式会社アークミールとのシナジー効果を追求し、店舗オペレーションや食材管理の共通化といった経営資源の効率的な活用を推し進め、ブランド力の向上、収益構造の強化、生産性の向上にも積極的に取り組んでまいります。

これにより安楽亭グループとしての更なる企業価値の向上と収益拡大を実現し、復配を含め、株主の皆様のご期待に一日でも早く応えられるよう努力する所存であります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第39期 (2017年3月期)	第40期 (2018年3月期)	第41期 (2019年3月期)	第42期(当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	16,539,438	16,947,306	16,342,314	15,344,516
経常利益 (千円)	171,229	320,438	126,904	190,700
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△73,288	149,275	△103,306	△470,798
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△34.27	69.80	△48.31	△220.19
総資産 (千円)	14,847,406	15,467,426	15,486,712	21,890,029
純資産 (千円)	6,097,432	6,248,017	6,115,636	5,670,366

(注) 1.1 株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

2.2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第39期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アークミール (注) 1	100,000千円	100.00%	レストラン事業
株式会社サリックスマーチャングイズシステムズ (注) 2	100,000千円	100.00%	食品加工販売、物流業
株式会社アン情報サービス (注) 3	10,000千円	100.00%	システム開発
株式会社相澤 (注) 4	16,000千円	—	食品・酒類の販売
安楽亭ベトナム有限責任会社 (注) 5	256億ベトナムドン	100.00%	ベトナムにおけるレストラン事業

- (注) 1. (株)アークミールは、2020年2月に当社の100%出資の子会社となりました。
 2. (株)サリックスマーチャングイズシステムズは、2002年4月に当社の100%出資の子会社となりました。
 3. (株)アン情報サービスは、当社が100%出資し、企業グループ全体のIT化推進を目的として、2000年11月に設立いたしました。
 4. (株)相澤は(株)サリックスマーチャングイズシステムズの100%出資子会社であり、当社の孫会社であります。
 5. 安楽亭ベトナム有限責任会社は、当社が100%出資し、東南アジア地域における事業拡大を目的として、2016年11月に設立いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ① 焼肉、和洋食、喫茶等各種飲食店の経営
- ② 飲食店経営の受託管理に関する業務
- ③ 飲食店に対する原材料の加工、販売に関する業務
- ④ 飲食店のための新規店舗の開発に関する業務
- ⑤ 酒類卸売、販売及びタバコ販売業務
- ⑥ 貨物自動車運送業務
- ⑦ ソフトウェアの研究、開発、販売、コンサルティングに関する業務
- ⑧ 不動産賃貸借管理業務
- ⑨ 前各号に付随する一切の業務

(12) 企業集団の主要拠点等

- ① 当社本社：埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号
- ② 事業所及び店舗

	直営	F C	暖簾	合計
(レストラン事業)				
埼玉県	93	31	8	132
東京都	79	3	5	87
千葉県	36	6	—	42
神奈川県	41	2	2	45
茨城県	4	1	1	6
群馬県	10	1	—	11
栃木県	7	—	—	7
静岡県	7	—	—	7
福島県	—	2	—	2
長野県	1	—	—	1
大阪府	13	—	—	13
京都府	4	—	—	4
兵庫県	4	—	—	4
奈良県	2	—	—	2
岡山県	2	—	—	2
福岡県	6	—	—	6
熊本県	1	—	—	1
ベトナム ホーチミン	1	—	—	1
台湾 台北市	—	1	—	1
小計	311	47	16	374
(食材加工販売事業、運送事業)				
茨城県	1	—	—	1
(食品・酒類卸販売事業)				
千葉県	1	—	—	1
(その他事業)				
埼玉県	1	—	—	1
合計	314	47	16	377

(13) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
649名	344名増

(注) 1.使用人数は就業人員であり、短時間労働者（パートタイマー及びアルバイト）3,281名（1人当たり1日8時間労働換算）は含まれておりません。

2.使用人数が当期に344名増加しておりますが、これは株式会社アークミールを2020年2月29日付にて連結子会社化したこと等によるものであります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社吉野家ホールディングス	2,800,000
株式会社埼玉りそな銀行	1,680,708
株式会社みずほ銀行	650,660
株式会社商工組合中央金庫	616,730
株式会社横浜銀行	517,732

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,139,434株(自己株式 1,343株を含む)
- (3) 株主数 7,515名(前期末比 171名減)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 山 開 発 株 式 会 社	267,916 ^株	12.53 [%]
柳 時 機	171,072	8.00
株 式 会 社 北 与 野 エ ス テ ー ト	105,800	4.95
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	100,150	4.68
柳 先	55,987	2.62
柳 允	55,987	2.62
柳 京	55,987	2.62
柳 朱 理	55,987	2.62
柳 詠 守	55,987	2.62
株 式 会 社 B e - f r e s h	53,500	2.50

(注) 1.持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

2.柳 時機氏は、2020年4月29日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義にて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	柳 時機	
代表取締役 社長	柳 先	株式会社アン情報サービス代表取締役社長 安楽亭ベトナム有限責任会社 会長 株式会社アークミール代表取締役社長
取締役	青 木 茂 雄	当社営業本部長
取締役	柳 允	当社商品部長 株式会社サリックスマーチャンダイズシステムズ代表取締役 社長 株式会社相澤代表取締役社長
取締役	鈴 木 光 一	北関東エリア部長
取締役	河 合 明 弘	公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員
取締役	蒲 島 竜 也	社会保険労務士、社会保険労務士法人LMC社労士事務所 代表社員
常勤監査役	大 園 保 樹	
監査役	宮 澤 仁 成	税理士、宮澤仁成税理士事務所 所長
監査役	久 島 巖	税理士、久島税理士事務所

- (注) 1. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- 代表取締役会長 柳 時機氏は、2020年4月29日に逝去され、取締役を退任いたしました。
- 2019年6月27日開催の第41期定時株主総会において、鈴木光一氏が新たに選任され取締役に就任いたしました。
- 2019年6月27日開催の第41期定時株主総会において、久島巖氏が新たに選任され監査役に就任いたしました。
- 2019年6月27日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、安部一夫、本多英明の両氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
- 2019年6月27日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、馬場進氏が任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 取締役河合明弘、蒲島竜也の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は河合明弘、蒲島竜也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役宮澤仁成、久島巖の両氏は、いずれも税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役宮澤仁成、久島巖の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は宮澤仁成、久島巖の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の額

- ① 取締役 9名 92,544千円 (うち社外取締役 2名 9,600千円)
- ② 監査役 4名 14,467千円 (うち社外監査役 3名 7,380千円)

上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額15,725千円 (取締役14,938千円、監査役787千円) を含んでおります。

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記報酬等の額の他、2019年6月27日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して36,565千円 (うち監査役在任期間分として3,447千円) 支給しております。

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役等との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	河合明弘	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	蒲島竜也	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	宮澤仁成	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、主に税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	久島巖	就任後開催の取締役会13回のうち10回に出席し、また就任後開催の監査役会10回のうち9回に出席し、主に税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	29,700千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,700千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

解任決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合で、かつ緊急を要する場合は、同条の規定に従い、監査役全員の同意によって会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

不再任決定の方針

会社法第340条第1項に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、監督品質、品質管

理体制、独立性、監査報酬等を総合的に勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制に関する事項
重要情報の保存及び管理は、規程（文書管理規程）に従って集中管理（本社総務人事部）を行い、取締役は常時閲覧可能とする。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
 - ① リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、リスク管理部門として内部監査室を中心に「リスクマネジメント委員会」を設置し、規程の整備と運用を図る。各部門は、その所管業務に関するリスク管理を行い、内部統制の有効性を検証する。リスクマネジメント委員会は、組織横断的なリスク状況の監視、全社的な対応を行う。
 - ② 使用人からの通報制度として「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ③ 自社の営業活動、経営環境、会社財産の状況等を踏まえ、対応が必要な場合は代表取締役から全社に示達するとともに対応責任者となる取締役を定める。
 - ④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
下記事項を含む経営管理システムを整備し運用する。
 - ① 重要事項に関する多面的検討を行うための各種委員会を設置する。
 - ② 取締役会における年度予算の策定・見直し及び月次・四半期業績管理を行う。

- ③ 内部監査を随時行う。
 - ④ コンプライアンス確保のための教育、監査及び指導を実施する。
 - ⑤ 企業倫理に関する使用人からの苦情相談窓口（コンプライアンス委員会）を設置する。
 - ⑥ 会社規則を制定し運用する。
 - ⑦ 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項を遵守する。
 - i. 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
 - ii. 合理的な意思決定過程を経ること
 - iii. 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
 - iv. 意思決定内容が通常の企業経営者として、明らかに不合理とならないこと
 - v. 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
 - ⑧ 財務報告の信頼性を確認する。

監査役会は、会計監査人と連携して、財務報告の信頼性を確認する。
4. 使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
- ① 法令等遵守を経営の最重要課題と位置付ける。
 - ② 各取締役・使用人の行為に法令、定款、その他社内規程の違反がある場合、またはそのおそれがあると合理的に思料される場合、各取締役・使用人は、職務上義務がない場合でも、代表取締役及び監査役にその旨を通知できる（同人らが当事者である場合には、その他の取締役またはコンプライアンス委員会に通知できる）。
 - ③ 上記通知をした者は、通知をしたことによって就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。当社グループの役員・従業員は上記の内部通報を行った事実をもっていかなる不利益処分を受けることはなく、通報者の情報は秘匿される。
 - ④ 内部監査部門により法令等遵守体制の有効性のチェックをする。
5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項
- ① 企業集団すべてを網羅する効率性・コンプライアンスを確保する。

業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門がそれぞれに対し内部監査を実施、また、法令遵守活動の実施、横断的なリスクの管理等を図るため、委員会等を設置する。
 - ② 親会社監査役会により財務報告の信頼性の確認を行う。

当社の監査役会は、会計監査人と連携して子会社の財務報告の信頼性を確認する。

③ 子会社の業務の適正を確保する。

関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。

④ 子会社におけるリスク管理体制。

リスク管理にかかわる規則により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。

⑤ 子会社の計画及び業績評価管理体制。

年度計画に則り、当社グループが達成すべき目標を明確化するとともに、子会社ごとにPDCA手法により業務遂行状況の評価を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査を実効的に行うため、監査役及び補助使用人の総体で、監査役に求められる知識・能力（監査、法律、会計、経営、内部統制システム、自社の事業、組織等）を具備することとする。

監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合は、取締役の指揮命令に服さない補助使用人を必要名配置する。

① 「監査役会事務局」を設置する。

② 「監査役会事務局」の設置・変更・廃止に関する権限は監査役会に属する。

③ 「監査役会事務局」は代表取締役及び業務執行部門から完全に独立した組織とする。

④ 「監査役会事務局」の補助使用人への指揮命令権は監査役会に属する。

⑤ 「監査役会事務局」に属する補助使用人の任免・報酬は、監査役会が決定する。

7. 6. の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 一時的に兼任で監査役補助職務を担う場合には、兼任の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下兼任補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととする。

② 兼任する補助使用人の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分に関しては監査役の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制に関する事項

① 監査役が出席する会議（監査役は出席しないが議事録及び付議資料を閲覧する会議を含む）

- i. 取締役会
 - ii. リスクマネジメント委員会
 - iii. リアルボイス委員会
 - iv. コンプライアンス委員会
 - v. 内部監査委員会
 - vi. 個人情報保護委員会
 - vii. その他監査役が必要と認めた、取締役が同意した会議
- ② 監査役が閲覧する資料（決算書類、月次決算書類及び次のようなものに関する稟議書や報告書等）
- i. 代表取締役社長が決裁するもの
 - ii. 法令等遵守に関するもの
 - iii. リスク管理に関するもの
 - iv. 内部監査に関するもの
 - v. 会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）に関するもの
 - vi. 重要な訴訟・係争に関するもの
 - vii. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
 - viii. その他監査役が必要と認め、取締役が同意した資料
- ③ 監査役に定例的に報告すべき事項
- i. 経営の状況
 - ii. 事業の遂行状況
 - iii. 財務の状況
 - iv. 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - v. リスク及びリスク管理の状況
 - vi. コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル等）
- ④ 監査役に臨時的に報告すべき事項
- i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ii. 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - iii. 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv. 当局検査・外部検査の結果
 - v. 当局等から受けた行政処分等
 - vi. 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）

- vii. 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容等
- ⑤ 内部通報制度に関する監査役の関与すべき事項
 - i. 当社グループの役員・従業員を対象とした内部通報システムの窓口
 - ii. 当社ホームページ上のお問合せ窓口（メール）又は電話、手紙で受け付けた第三者からの情報のうち、必要あるもの
- 9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① その職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- 10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
 - ① 代表取締役その他取締役は監査役職務の重要性と有効性について認識し理解する。
 - ② 必要な場合には専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）と意思疎通を図るなどの監査役職務の円滑な監査活動について保障する。
- 11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。
- 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務人事部と定める。
 - ② 反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討する。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図る。

また、取締役会評価を実施し、その内容については、社外取締役による分析・評価を加えて、取締役会にて討議し共有する。

常勤監査役は監査役監査の他、取締役会及び社内での重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクの監視を行う。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行う。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるために内部留保の充実を図り、企業価値を高めていくとともに、各期の業績を考慮した上で相応の配当の実施を図ることとしております。

当社は現在安楽亭業態及び七輪房業態において、店舗の改装、システム開発等の設備投資を計画し、持続的成長と収益基盤強化に取り組んでおります。当期におきましては、厳しい経営環境の中で赤字決算を計上することになり、さらに今期（2021年3月期）におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による業績悪化の状況をふまえ、業績回復と収益力向上を最優先の課題として事業展開に注力する必要があるため、無配とさせていただくことといたしました。

株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、早期の復配を目指し全社一丸となり業績の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,020,969	流動負債	6,909,929
現金及び預金	3,573,998	支払手形及び買掛金	1,062,389
受取手形及び売掛金	678,520	短期借入金	2,522,572
商品及び製品	146,388	一 債 務	105,156
仕 掛 品	1,309	割 賦 未 払 金	252,521
原材料及び貯蔵品	884,147	未 払 金	545,971
前 払 費 用	441,901	設 備 関 係 未 払 金	54,566
そ の 他	299,610	未 払 費 用	1,006,168
貸 倒 引 当 金	△4,907	未 払 法 人 税 等	156,861
固定資産	15,869,059	未 払 消 費 税	393,306
有形固定資産	10,850,461	与 引 当 金	161,175
建物及び構築物	3,810,324	転 貸 損 失 引 当 金	13,297
機械装置及び運搬具	70,948	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	41,899
工具器具備品	414,749	資 産 除 去 債 務	15,058
土 地	6,290,349	そ の 他	578,985
リ ー ス 資 産	195,102	固定負債	9,309,733
建設仮勘定	68,986	長期借入金	6,766,030
無形固定資産	497,745	リ ー ス 債 務	198,919
の れ ん	69,876	長期割賦未払金	796,907
そ の 他	427,869	繰 延 税 金 負 債	103,715
投資その他の資産	4,520,852	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	349,335
投資有価証券	134,525	転 貸 損 失 引 当 金	22,836
長期貸付金	10,828	退 職 給 付 に 係 る 負 債	560,640
長期前払費用	377,845	資 産 除 去 債 務	378,721
繰延税金資産	306,783	そ の 他	132,625
敷金及び保証金	3,683,310	負債合計	16,219,662
そ の 他	34,555	純資産	5,671,936
貸 倒 引 当 金	△26,996	株 主 資 本	3,182,385
資産合計	21,890,029	資 本 本 金	2,472,098
		資 本 剰 余 金	25,054
		利 益 剰 余 金	△7,601
		自 己 株 式	△1,570
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△5,043
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,576
		為 替 換 算 調 整 勘 定	5,049
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5,049
		純資産合計	5,670,366
		負債純資産合計	21,890,029

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,344,516
売上原価	5,580,575
売上総利益	9,763,940
販売費及び一般管理費	9,573,247
営業利益	190,692
営業外収益	42,286
受取利息及び配当金	3,774
受取地代家賃	6,300
貸倒引当金戻入額	436
その他の	31,775
営業外費用	42,279
支払利息	34,530
為替差損	391
貸収原価	5,823
その他の	1,534
経常利益	190,700
特別利益	196,962
固定資産売却益	18,611
受取保険金	53,351
受取補償金	125,000
特別損失	689,534
固定資産除却損	14,566
固定資産圧縮損	50,185
投資有価証券評価損	39,926
減損損失	570,138
賃貸借契約解約損	12,235
災害による損失	2,481
税金等調整前当期純損失	301,871
法人税、住民税及び事業税	164,627
法人税等調整額	4,299
当期純損失	470,798
親会社株主に帰属する当期純損失	470,798

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,381,176	流動負債	3,093,284
現金及び預金	1,769,361	買掛金	421,306
売掛金	250,722	一年内返済予定の長期借入金	973,732
商材	37,100	リース債務	1,263
食料	99,048	割賦未払金	213,944
貯蔵品	10,928	未払金	317,427
関係会社短期貸付金	884,053	設備関係未払金	12,311
前払費用	178,973	未払費用	380,482
未収入金	150,721	未払法人税等	113,069
その他の金	5,174	未払消費税等	104,887
貸倒引当金	△4,907	預り金	328,434
固定資産	9,523,706	前受収益	145,987
有形固定資産	5,846,367	賞与引当金	50,000
建物	1,909,661	貸損失引当金	13,297
構築物	43,559	その他の負債	17,140
機械及び装置	503	固定負債	4,849,326
車両運搬具	9,020	長期借入金	3,404,020
工具器具備品	229,608	長期割賦未払金	760,284
土地	3,649,578	退職給付引当金	202,365
リース資産	1,448	役員退職慰労引当金	349,335
建設仮勘定	2,986	転貸損失引当金	22,836
無形固定資産	196,482	長期預り保証金	110,485
ソフトウェア	108,255		
電話加入権	17,967		
水道施設利用権	383		
のれん	69,876	負債合計	7,942,610
投資その他の資産	3,480,856	純資産の部	
投資有価証券	29,693	株主資本	4,974,408
関係会社株式	479,621	資本剰余金	3,182,385
出資	210	資本剰余金	2,472,098
関係会社出資金	1,000	資本準備金	147,735
長期貸付金	10,828	その他資本剰余金	2,324,362
関係会社長期貸付金	708,955	利益剰余金	△672,473
長期前払費用	27,851	利益準備金	12,633
関係会社長期未収入金	103,538	その他利益剰余金	
繰延税金資産	131,229	繰越利益剰余金	△685,107
敷金保証金	1,982,628	自己株式	△7,601
その他の金	7,789	評価・換算差額等	△12,136
貸倒引当金	△2,488	その他有価証券評価差額金	△12,136
資産合計	12,904,882	純資産合計	4,962,271
		負債純資産合計	12,904,882

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,926,744
売上原価	4,525,425
売上総利益	9,401,319
販売費及び一般管理費	9,331,042
営業利益	70,277
営業外収益	75,528
受取利息及び配当金	29,807
受取地代家賃	6,012
貸倒引当金戻入	436
その他	39,272
営業外費用	39,539
支払利息	32,372
支払手数料	522
為替差損	108
貸収入原価	5,823
その他	712
経常利益	106,266
特別利益	196,962
固定資産売却益	18,611
受取保険金	53,351
受取補償金	125,000
特別損失	689,534
固定資産除却損	14,566
固定資産圧縮損	50,185
投資有価証券評価損	39,926
減損損失	570,138
賃貸借契約解約損	12,235
災害による損失	2,481
税引前当期純損失	386,305
法人税、住民税及び事業税	128,372
法人税等調整額	4,122
当期純損失	518,800

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

株式会社 安 楽 亭
取 締 役 会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 笠 原 直 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 入 澤 雄 太 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安楽亭の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安楽亭及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の「3. 追加情報」に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、営業時間の短縮等の対応を取っている。固定資産に関する減損損失の認識要否の判断及び測定、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りについては、翌連結会計年度の上期は現在の状況が継続し、下期は収束するとの仮定により算定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

株式会社 安 楽 亭
取締役会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 笠 原 直 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 入 澤 雄 太 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安楽亭の2019年4月1日から2020年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「4. 追加情報」に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、営業時間の短縮等の対応を取っている。固定資産に関する減損損失の認識要否の判断及び測定、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りについては、翌事業年度の上期は現在の状況が継続し、下期は収束するとの仮定により算定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

株式会社安楽亭 監査役会

常勤監査役 大 園 保 樹 ㊟

社外監査役 宮 澤 仁 成 ㊟

社外監査役 久 島 巖 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	やなぎ 柳 せん 先 (1973年1月9日生)	2000年11月 当社入社 2001年6月 当社取締役システム部長 2002年10月 当社常務取締役 2012年8月 当社代表取締役専務 2019年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)アン情報サービス 代表取締役社長 安楽亭ベトナム有限責任会社 会長 (株)アークミール 代表取締役社長	55,987株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2000年の入社以来、システム部長、常務取締役、代表取締役専務を経て、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。安楽亭グループにおける豊富な業務経験と事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	あお き しげ お 青 木 茂 雄 (1972年4月11日生)	2001年11月 当社入社 2006年12月 当社埼玉エリア次長 2011年1月 当社埼玉エリア部長 2011年6月 当社取締役埼玉エリア部長 2013年2月 当社取締役営業副本部長 2020年4月 当社取締役営業本部長 現在に至る	100株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2001年の入社以来、埼玉エリア次長、埼玉エリア部長を経て、現在は取締役営業本部長を務めるなど、安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	
3	やなぎ まこと 柳 允 (1974年6月17日生)	2001年3月 当社入社 2002年6月 当社営業推進部長 2009年1月 当社マーケティング・マーチャンダイズ室長 2015年6月 当社取締役業務部長 2020年4月 当社取締役商品部長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)サリックスマーチャンダイズシステムズ代表取締役社長及び(株)相澤代表取締役社長	55,987株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2001年の入社以来、営業推進部長、マーケティング・マーチャンダイズ室長、業務部長を経て、現在は、取締役商品部長、(株)サリックスマーチャンダイズシステムズ及び(株)相澤の代表取締役社長を務めるなど、安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に知見を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	鈴木 光一 (1973年8月22日生)	1997年4月 当社入社 2018年3月 当社北関東エリア部長 2019年6月 当社取締役 北関東エリア部長 2020年4月 当社取締役 北関東リージョン長 現在に至る	— 株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>1997年の入社以来、多数の店舗運営、営業統括の業務にあたり、現在は北関東リージョン（埼玉、千葉、茨城、群馬等）の統括を務めております。安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
5	河合 明弘 (1968年1月9日生)	2003年4月 公認会計士登録 2003年6月 税理士登録 2008年10月 税理士法人おしどり会計社（現：さいたま新都心税理士法人）設立 代表社員 現在に至る 2012年7月 養和監査法人 代表社員 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員	465株
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>公認会計士・税理士としての専門知識と豊富な経験に基づいた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から安楽亭の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	かば しま たつ や 蒲島 電也 (1964年7月2日生)	1988年4月 株式会社大和銀行(現:株式会社りそな銀行) 入行 2002年8月 社会保険労務士登録 2005年7月 ライフアンドマネーコンサルティング 設立 2005年7月 LMC社労士事務所(現:社会保険労務士法人LMC社労士事務所) 設立 代表社員 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 社会保険労務士、社会保険労務士法人LMC社労士事務所 代表社員	465株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>社会保険労務士としての専門知識・経験及び銀行での要職を歴任し国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、安楽亭の体制の強化及び整備についての助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河合明弘氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
公認会計士、税理士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって5年であります。
 - (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
 - ① 同氏及び近親者(2親等以内の親族を含む。以下同じ)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社。以下同じ)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領しておりません。
 - ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。以下同じ)に就いたことはありません。
 - (3) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との責任限定契約について
当社は河合明弘氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。
3. 蒲島電也氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について

社会保険労務士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって5年であります。

- (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
 - ① 同氏及び近親者（2親等以内の親族を含む。以下同じ）は、過去一度も当社グループ（当社及び関係会社。以下同じ）から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領していません。
 - ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員（非業務執行者を含む。以下同じ）に就いたことはありません。
- (3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について
当社は蒲島竜也氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。
4. 河合明弘氏及び蒲島竜也氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
5. 河合明弘氏及び蒲島竜也氏が所有する当社株式数には、安楽亭役員持株会の自己持分を含んでおります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役大園保樹氏及び宮澤仁成氏の2名の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おお その やす き 大園保樹 (1962年12月28日生)	1993年1月 司法書士登録(現) 1998年9月 当社入社 2002年6月 当社内部監査室長 2004年6月 当社常勤監査役 現在に至る	100株
	<p>監査役候補者とした理由</p> <p>司法書士及び公認内部監査人(CIA)としての豊富な経験から企業法務・監査業務に関する幅広い知見を有しており、当社常勤監査役就任以来、その専門的な知見を活かして取締役の職務執行を適切に監査していることから、引き続き監査役候補者といたしました。</p>		
2	なか むら とおる 中村徹 (1971年4月15日生)	1994年10月 長崎県庁入庁 2001年11月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2005年4月 公認会計士登録 2008年1月 中村公認会計士事務所開設(現任) 2009年7月 税理士登録 2014年5月 昭島市代表監査委員就任(現任) 2014年10月 立川・昭島・国立聖苑組合監査委員就任(現任) 2020年4月 東京簡易裁判所民事調停委員就任 現在に至る	－株
	<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>監査法人での勤務や会計事務所の経営等の経歴を通して、企業の会計・税務・監査等について、豊富な経験と専門的な知見を有しており、社外監査役として適切な意見・提言及び監査を行っていただくことにより、当社の経営健全化に貢献できる人材であると判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 中村徹氏は、社外監査役候補者であります。

3. 中村徹氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、同氏は、

公認会計士および税理士として豊富な専門的知識及び実務経験を有しており、当社の経営健全化に必要な意見・提言をいただけるものと期待するためであります。

4. 監査役との責任限定契約について

中村徹氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を締結する予定であります。

5. 独立役員について

中村徹氏の監査役選任が承認可決された場合は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令の定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任決議の効力は、法令の定めに従い、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとします。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができることといたします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ばばすすむ 馬場進 (1944年11月17日生)	1990年9月 馬場税理士事務所開設 2003年6月 当社監査役補欠者 2003年12月 当社常勤監査役 2004年6月 当社監査役 2008年11月 登録政治資金監査人（総務省政治資金適正化委員会） 2019年6月 当社監査役任期満了により退任 現在に至る	100株
<p>補欠の社外監査役候補者とした理由 税理士として専門的知見と経験を有しており、当社の財務、会計などに関する適切な監査、助言をいただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたしました。</p>		

- (注) 1. 馬場進氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 馬場進氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 馬場進氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
 4. 馬場進氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、税理士としての専門知識及び実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
 5. 馬場進氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その概要は次のとおりであります。

(責任限定契約)

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2020年4月29日に逝去されました代表取締役会長柳 時機氏は、当社創業期より「安楽亭」に従事し、当社設立以来41年6ヶ月の長きに亘り代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任され、当社の発展に多大な貢献をされました。

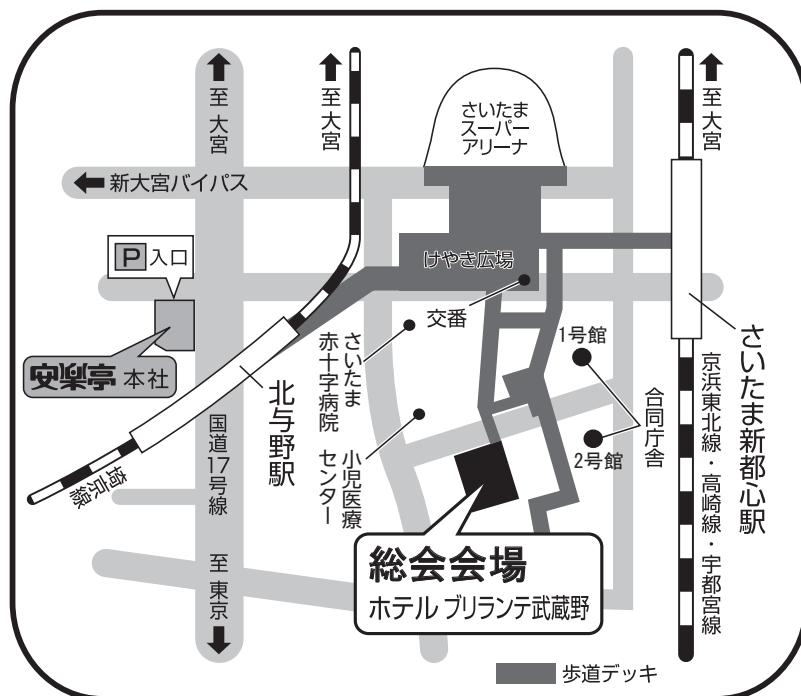
つきましては、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

同氏の略歴は、次の通りであります。

氏 名	略 歴
柳 時機	1964年10月 「焼肉店 安楽亭」に従事 1978年11月 当社設立 代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長 2020年4月 逝去

以 上

株主総会会場ご案内図



※本社ビル内に IF  2F  春秋亭 

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルブリランテ武蔵野
2階「エメラルドA・B・C」

最寄駅・JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線
さいたま新都心駅 徒歩5分
・JR埼京線
北与野駅 徒歩6分